

JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)
「The Bridge to the Future」一橋大学博士イノベーション人材育成プロジェクト
【2026年度定期採用】募集要項

1. 目的

一橋大学は、JST「次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)」に採択され、2024年度から「『The Bridge to the Future』一橋大学博士イノベーション人材育成プロジェクト」を開始しました。

本プロジェクトは、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う志のある優秀で多様な博士後期課程学生への経済的支援を強化し、国際競争力を備えた博士人材が幅広く活躍するための様々なキャリアパスの整備を進めるものです。

本プロジェクトの支援対象となる学生を募集します。

2. 申請資格

2026年4月時点で本学大学院博士後期課程に入学・進学予定または在籍している者及び2026年9月に入学予定の者。ただし、2026年4(9)月1日において、次のいずれにも該当していない者。

- (1)休学中の者
- (2)博士後期課程在籍中に計画的に中退を予定している者
- (3)標準修業年限を超えて在学している者（休学期間を除く）

3. 支援区分

- 区分1：主として日本人学生
- 区分2：主として留学生（在留資格が「留学」の者）
- 区分3：主として社会人（生活費相当額の安定的・固定的収入がある者）

区分	応募資格（2026年4(9)月1日時点）	支援内容
区分1	<p>●支援対象は、以下の条件のすべてに該当する者。</p> <p>条件1：区分表（巻末の表を参照）に該当する者</p> <p>条件2：下記の者を除く</p> <p>①SPRINGと同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者 例)<ul style="list-style-type: none">・JST「次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生）」の対象学生・独立行政法人日本学術振興会の特別研究員<p>②生活費相当額として十分な水準（240万円以上/年）で、給与・役員報酬</p></p>	研究奨励費 研究費

	<p>等の安定的・固定的な収入を得ていると認められる者</p> <p>※TA・RA活動等安定的・固定的な収入に該当しない、いわゆるアルバイト収入については収入には含めない</p> <p>※民間等の給付型奨学金により年間240万円以上(複数獲得している場合はその合計)の生活費支援を受けている学生の併給は妨げないが、研究奨励費は支援対象外とする。なお、貸与型奨学金については金額の多寡によらず、研究奨励費の支援対象とする</p> <p>③本プロジェクトとの併給を認めない他の奨学金等の受給者</p>	
区分2	<p>●支援対象は、以下の条件のすべてに該当する者。</p> <p>条件1:「留学」の在留資格をもって日本に滞在する者。</p> <p>条件2:下記の者を除く</p> <p>①SPRINGと同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JST「次世代AI人材育成プログラム(博士後期課程学生)」の選抜学生 ・独立行政法人日本学術振興会(JSPS)の特別研究員 ・独立行政法人国際協力機構(JICA)から支援を受けるJICA留学生 ・JST「日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業(NEXUS)」の若手育成対象者 <p>②国内外の機関・法人に役員・職員等として所属しながら大学院に籍を置く者</p> <p>※上記、条件2の②に該当する者について、区分3の条件に当てはまれば区分3の支援対象となります。</p>	研究費
区分3	<p>●支援対象は、以下の条件のいずれかに該当する者。</p> <p>条件1:生活費相当額として十分な水準(240万円以上/年)で、給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者(いわゆる社会人学生)のうち、日本の法人格を有する会社法人、国家公務員、地方公務員、企業以外の法人(独立行政法人、財団法人/社団法人、医療法人、NPO法人等)の職員等</p> <p>※区分1の支援対象から外れる者については、日本法人に籍がある場合は、収入の有無に関わらず区分3での支援が可能</p> <p>条件2:海外の機関・法人のみに所属し、かつその所属が海外の大学及び公的研究機関等非営利の機関・法人である者(収入の有無に関わらず)</p> <p>条件3:日本政府から奨学金を得ている留学生(国費外国人留学生制度の対象学生)のうち、政府所属の者(収入の有無に関わらず)</p>	研究費

	<p>※研究費は、博士後期課程学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究を支援する目的であることから、「商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）」や「業として行う受託研究」は対象外とする。</p> <p>※利益相反マネジメント、知的財産等については、必要に応じて、大学、学生本人、及び学生が所属する企業・団体での合意を形成して行うものとする。</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. 採用人数

2026年4月、9月入学・進学予定者：1年次 15名程度（区分1～3の合計）

2年次・3年次 若干名

5. 支援内容

本プロジェクトに採用された学生には「3. 支援区分」に応じた支援をします。なお研究費は研究力向上やキャリアパス支援のために増額されることがあります。

2026年度の支給額は以下のとおりです。

研究奨励費（生活費相当額） 216万円（月額18万円）

研究費 30万円（年額）

※支援金の受給には、渡日していることが必要です。

6. 支援期間

2026年4(9)月から標準修業年限終了時まで。

在学期間が標準修業年限を超える場合は、以降の期間は支援の対象となりません。ただし、出産・育児、介護等の個別の事情に応じ、支援期間の中止・延長等を行うことも可能とします。また、支給中止・停止要件に該当した場合は、支給期間が短くなる場合があります。

※本事業は国の補助により実施するため、政府の方針等により支援期間、支援内容等に変更が生じる場合があります。

7. 申請書類

申請書および評価書

所定の様式に沿って作成し、指導教員等に評価書の作成を依頼したうえで提出してください。申請書類に虚偽があった場合は採用を取り消します。

8. 提出方法・提出先

(1)申請書

①提出方法：

PDFで1つにまとめ、ファイル名は「申請書 2026_学籍番号_氏名.pdf」とすること。
なお、学外からの応募の場合はファイル名を「申請書 2026_氏名.pdf」とすること。

②提出先：

学内者 manaba を通じて提出

学外者 メールによる提出(info-spring@ad.hit-u.ac.jp)

(2)評価書

①提出方法：

PDFで1つにまとめ、ファイル名は「評価書 2026_学籍番号_氏名.pdf」とすること。

なお、学外からの応募の場合はファイル名を「評価書 2026_氏名.pdf」とすること。

②提出先：

評価書作成者（指導教員等）から直接メールによる提出(info-spring@ad.hit-u.ac.jp)

9. 提出期間

2026年1月6日（火）～2026年2月12日（木） 8:30（厳守）

10. 選抜方法

(1) 書類選考

提出された申請書類に基づき書類選考を行います。

書類選考の結果は、申請時に登録したメールアドレス宛に連絡します。

(2) 面接選考

書類選考を通過した者に対して、面接選考を行うことがあります。面接選考の日時は3月6日（金）10時～18時の間の指定の時間とし、対象者には詳細を追って連絡します。指定された面接時間の変更には原則として応じられませんので、予定の確保をお願いします。

(3) 選考基準

- 本プロジェクトの趣旨を十分に理解しており、研究内容と社会課題との関連が考慮されていること、優れた研究遂行力が認められ、かつ研究計画が独創的であり、発展性が見込め、その実施方法に実現性が見込めること。
- 研究遂行に必要、また国際社会で活躍できる十分な語学力が認められること。
- 課題を十分に理解し、これに対し柔軟かつ独創的な思考ができること。
- 文理・多分野融合的研究により SDGs・ELSI をはじめとする新たな社会イノベーション課題に挑戦して、博士学位取得後に我が国の科学技術・イノベーションを担い、国際社会を牽引する活躍が見込めること。
- 標準修業年限での修了が見込めること。

1.1. 採用者決定

2026年3月中下旬に本学HPにおいて結果を発表します。

1.2. 採用者に課せられる事項等

(1) 必須事項

- 本プログラムによる支援期間を通じて、本学が指定する科目等を毎年度1科目（2単位）以上履修すること。
- 本プロジェクトが提供する研究発表会やセミナー等に参加すること。
- 1年ごとに活動報告書を提出すること。
- 研究倫理教育 e-ラーニング（eAPRIN）を受講すること。研究費をルールに基づき適正に執行すること。
- JSTが採用された学生に直接行うモニタリング、フォローアップ調査を受けること。そのために、採用者のメールアドレス（大学アドレス、個人アドレス）を大学からJSTに提供することに同意すること。
- 日本学術振興会特別研究員へ応募すること。また特別研究員に採用された場合はSPRING支援を辞退すること。（区分3を除く）
- 修了後の進路状況、研究成果について10年以上の追跡調査を受けること。そのために、博士人材データベース（JGRAD）に登録すること。
- ジョブ型研究インターンシップ協議会事業へ登録すること。
- 支障のない範囲で本プロジェクトの広報活動へ協力すること。
- その他本プロジェクトが指定することについて全て対応すること。

(2) 奨励事項

以下の取組への参加等、自ら積極的なキャリア開発・育成の機会の確保に努めてください。

- 本プロジェクトにおける挑戦型インターンシップなどの提案型プログラムへの積極的な応募
- 多様なキャリアパスを目指した学内外の取組への積極的な参画

1.3. 支援の取り消し・中止・停止

- (1) 資格要件に該当しなくなった場合は、本プロジェクトの支援を中止または停止します。
- (2) 本プロジェクトにおける事業統括が以下に該当すると判断した時は改善指導を行います。改善が見込めないと判断した時は、本プロジェクトの採用を取り消し、又は支援を中止・停止するとともに、既に支給した研究奨励費等の返納を求めることがあります。
- 本プロジェクトで課している必須事項が正当な理由なく遂行されていないと判断された場合。
- 正当な理由なく、当初予定していた研究計画を実施しなかった場合。

- 一橋大学学則第16条に定める懲戒処分を受けた場合。
 - その他、本学学生、本プロジェクト採用者として相応しくない行為が認められた場合。
- (3) 研究不正及び虚偽の申請が発覚した時は、本プロジェクトの採用を取り消すとともに、既に支給した研究奨励費等は返納させます。

14. その他

- (1) 提出書類に記載された個人情報については、書類審査、面接審査等の選考および本プロジェクトに関する業務を遂行するために利用します。
- (2) 「12. 採用者に課せられる事項等(1)必須事項」に記述したとおり、本プロジェクトに採用された学生は修了後、その後のキャリアに関する追跡調査を10年以上行うことが、JSTから大学に求められています。採用者は追跡調査に協力し、大学への報告が義務付けられます。同様に必ず博士人材データベース (JGRAD)、ジョブ型研究インターンシップ推進協議会に登録してください。
- (3) 本プロジェクトに採用された学生は、ホームページ、各種報告書等で氏名、研究内容、成果等を公表します。
- (4) 研究奨励費等(生活費相当額)は雑所得として課税されるので、受給した翌年に確定申告と納税を行うこととなります。扶養義務者(親等)の扶養となっている場合は、扶養義務者(親等)の職場等の担当者に問合せてください。
- (5) 本プロジェクトに採用された学生のうち2023年度以降に日本学生支援機構の第一種奨学生に採用された者は、博士課程における「特に優れた業績に係る返還免除制度」の対象なりません。

15. 問い合わせ先

一橋大学次世代研究者挑戦的研究プログラム推進室 (SPRING推進室)

Email : info-spring@ad.hit-u.ac.jp

問い合わせは、メールのみとします。また、採否に関する問い合わせには応じられません。

【参考】

(1) 所得税

税法上、親等の扶養親族となっている場合は、1月から12月までの生活費相当額から必要経費を除いた金額が38万円を超えると、親等は扶養控除を受けられないとともに所得税が課税されます。また、当該年度の所得に応じて、次年度の住民税が算定されます。

(2) 健康保険や共済組合上の被扶養者

生活費相当額の年額の見込額が130万円を超えると被扶養者となれません。当初から生活費相当額が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、

学生自身で国民健康保険に加入する必要があります。

(3) 授業料の免除

世帯の状況により、家計基準の計算が異なりますが、収入によっては免除されない場合があります。

区分表「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」（引用元：文部科学省の資料）

区分	該当例		在留期間	対象の可否	
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		—	○	
②特別永住者 (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条)	入管特例法第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者		無期限	○	
③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	○	
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月	○	
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	○	
④定住者 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	一定範囲のインドシナ難民、一定範囲のヴェトナム難民、日系3世、定住者の配偶者、帰化した日本人・永住者・特別永住者・定住者の実子、中国残留邦人及びその子、日本人の実子を扶養する外国人親など		5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	×	
	上記のうち将来永住する意思があると認められた者			○	
⑤家族滞在 (出入国管理及び難民認定法別表第1)	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など		法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	×	
	①上記のうち、下記のいずれにも該当する者 ・国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者 ・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者 ・大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者			○	
	②本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して①に掲げる者に準ずると認められた者				
⑥右記の在留資格により在留する者 (出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五)	(1) 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道 (2) 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、企業内転勤、興行、技能、技能実習 (3) 文化活動、短期滞在 (4) 留学、研修 (5) 特定活動		区分の内容に応じて15日から5年の期間(高度専門職の一部は無制限)	×	